

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中!!

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

今の職場で、働き続けたい!! 2年限りの契約更新強要を許さない!!



長期非常勤職員のみなさん、今年4月1日の契約更新に関する意向確認はおこなわれたでしょうか？ 石橋組合員には、年の瀬も押し迫った昨年12月27日に意向確認のメールが届きました。これまでは更新するかしないかだけの意向確認でしたが、今回は「2015年3月末までの2年間の契約で、それ以降の更新は『無』である」ことが明記されていました。

■2013年4月の契約更新を従来どおり(3年で)おこなえ!!

1月8日に、石橋組合員は人科図書室で働き続けたいこと、「お知らせ」に基づく「2年間・更新なし」の契約更新は認めることができないこと、有期雇用の非常勤職員ばかりでは図書室業務が維持できないことなどを訴え、図書室長(教授)に前回と同様に3年の契約ができるようお願いした。

図書室長は、石橋組合員の要望を受け止めることなく、このメールを庶務係長に転送した。庶務係長は1月10日になって、石橋組合員に対して契約内容に変更がないことを明記し、1月18日15時まで待つので、労働契約締結の意思の有無を返信するようメールしてきた。(裏面参照)

これは1月18日までに「2年間・更新なし」の契約を強要するものである。組合は、人科・大学に対して2年ではなく、従来どおり3年で契約更新せよと団体交渉を要求している。それなのに、石橋組合員に対して「2年」の契約締結を強要することは組合無視であり、絶対に許すことはできない。

■大学は、人科同席の団交をおこなえ!

1月11日、人科および大学がわれわれの要求を認めず、団交を拒否していることに対して、われわれは抗議行動をおこなった。人科は「大学の方針」だとか「大学のルール範囲内」とあたかも人科には雇用責任がないかのように答えている。意向確認のメールでも「最終的には(中略)、法人として雇用契約を更新するか否かの判断がなされることとなります」と述べ、責任を逃れようとしている。

大学本部も「要求が同じだ」と言って、われわれの団交要求に応じていない。石橋組合員の2013年4月1日の契約更新について、責任を持っているのは誰なのだろう？ 本部は、雇用責任のある大学として、同じく雇用責任のある人科も同席させて、石橋組合員の4月1日契約更新について団交をおこなえ!!

長期非常勤職員の皆さん、2年限りの契約更新を強要されていませんか？
組合に相談してください。働き続けるために、ともに闘いましょう!



1月18日(金)9:00～ 「有期雇用ルール見直し」団体交渉に参加を!

非常勤職員の契約期間6年を5年に変更するなど要求しています。
短期非常勤も長期非常勤も継続雇用を勝ち取るために闘います。

第4回「なんで有期雇用なん」集会に参加を!!

2013年2月2日 土 13時半～

雇用契約更新の有無についての意向確認メールと、組合の考え方

12月27日 図書室長→石橋

石橋さんとの雇用契約の契約期間は、今年度末までとなっております。契約更新の有無に関する手続きについて、本日（12月27日）、庶務係より依頼がありましたので、それに沿って、メールにて石橋さんのご意向を確認させていただきます。大阪大学では、業務の進捗状況や契約期間満了時の業務量、勤務成績や職務遂行能力、その他財政状況等を勘案して、更新の有無を判断することになっております。そこで、室長としては、本学の雇用ルールに従い、石橋さんとの雇用契約を下記のとおり更新する手続きを進めたいと考えております。なお、最終的には、当研究科としての意向及び石橋さんの意向を受けて、法人として雇用契約を更新するか否かの判断がされることとなります。「平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年契約とし、それ以後の契約更新の可能性は「無」とする。その他、勤務時間等の労働条件は、現行と同様とし、関係規則等により定めるところによる。」 つきましては、石橋さんの諾否についてのご意向を、平成25年1月11日（金）までにメールにて私までお伝えください。よろしく申し上げます。 図書室長

1月8日 石橋→図書室長

標記の件についてですが、石橋は、これまでどおり図書室で働きたいと考えていますが、2年限りには納得できません。これまでどおりに契約を更新することを希望します。「特例職員制度導入に伴う今後の雇用について（お知らせ）」（以下、「お知らせ」）による2015年3月末期間満了退職については、関西単一労働組合として認めることができません。石橋の次回雇用契約更新については、2015年3月31日までの2年限りということですが、これは上記「お知らせ」に基づくものであり、同様に認めることができません。私たちは、有期雇用ルールを撤廃し、非常勤職員が安心して働ける大学となるよう雇用ルールを改善するよう求めています。人科では、教職員数が157人で、非常勤あるいは任期付の教職員は74人おり、有期雇用率は47%です。事務系職員では、職員数が47人で、正職員は13人で、非正規は34人おり、非正規率が72%にのびります。また、非常勤職員のうち女性は30人です。非正規における女性率は、88%にもものぼるのです。厳しい社会情勢の中、職を奪われては生きていけない、それが非常勤職員なのです。そして、これまでの図書室経験からも、1年や2年で人が変わっていくこと、あるいは6年働き続けた非常勤職員が去っていくことに不安を感じます。これからの図書室を考えても、やはり長く勤められる雇用ルールがあるべきではないでしょうか？ 図書室の業務の状況や業務量は、前回の更新時と変わりません。前回と同様に3年、更新ありの契約ができるよう尽力願います。

1月10日 庶務係長→石橋

更新確認に対する回答を拝受しました。ただ、大学としての方針は、これまでの説明どおりであり、昨年12月27日にお知らせしましたとおり、「平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年契約、以降の契約更新の可能性は『無』、その他の勤務時間数等の労働条件は、現行と同様に関係規則等の定めるところによる」との契約内容の提示には変更ありませんので、これに対する労働契約締結の意志の有無を返信願います。お返事は1月18日（金）15時までお待ちいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。 人間科学研究科庶務係長

組合および石橋組合員の考え方

まったく不当な契約内容ですが、結ばなければ今年3月末で雇止め（解雇）になります。したがって契約を結ばざるを得ませんが、

- その際、① 2年間の契約期間であること
- ② 2015年4月以降の雇用はないこと

の2点を了承したものではないことを明らかにして契約に応じることにします。

同じ苦しい状況に追い込まれている長期非常勤職員のみなさん、いろいろな考え方があるとは思いますが、不当な契約の押しつけをはね返し、ともに継続雇用をかちとっていきましょう。

非正規労働者の談話室 ☆雇止め解雇を許すまじ!! 非正規はつながろう!!

1月17日（木）／ 2月21日（木）／ 3月14日（木） 午後6時～9時

豊中市立千里公民館（豊中市千里文化センターコラボ内）—「北大阪急行またはモノレール・千里中央駅下車 都合のよい時間にお寄りください。お待ちしております。ご連絡は人科図書室・石橋（8015）まで。